

「2009 年度 福利厚生費調査結果（第 54 回）」の概要

2010 年 12 月 21 日
(社)日本経済団体連合会

1. 2009 年度に企業が従業員 1 人 1 ヶ月あたりに負担した福利厚生費（法定福利費と法定外福利費の合計）は 97,440 円。対前年度比 5.7%の減少。減少は 3 年連続。
2. 法定外福利費は全般的に減少し、25,960 円（対前年度比△6.2%）。従業員の育児支援（同 17.2%）や健康管理支援（同 3.3%）の重点化傾向は変わらず。

1. 調査要領

調査目的 福利厚生費の実態を把握することにより、今後の福利厚生を含む人事・労務管理の運営に資することを目的に、1955 年度から毎年実施

調査対象期間 2009 年度（2009 年 4 月～2010 年 3 月）

調査対象企業 日本経済団体連合会企業会員および同団体会員加盟の企業 1,657 社

回答企業数 701 社（有効回答率 42.3%）。うち製造業が 354 社（50.5%）

回答企業の 1 社当たり平均従業員数 4,305 人（前年度 4,210 人）

労務構成 平均年齢 40.2 歳（前年度 40.5 歳）

2. 調査結果の概要

(1) 福利厚生費（第 1 表、第 2 表）

企業が負担した福利厚生費は、従業員 1 人 1 ヶ月平均 97,440 円（対前年度比△5.7%）で、3 年連続の減少となった。「法定福利費」は 71,480 円（同△5.5%）、「法定外福利費」は 25,960 円（同△6.2%）である。

① 法定福利費（第 1 表）

賞与を含めた現金給与総額が対前年度比で 6.9%下落したことにもない、すべての項目で減少した。健康保険・介護保険は、対前年度比△3.9%の 24,711 円、厚生年金保険は、毎年、料率の引き上げがあるものの、同△3.0%の 40,194 円、雇用保険・労災保険は雇用保険料率の引き下げの影響から、同△24.0%の 5,896 円、児童手当拠出金は同△5.9%の 657 円となった。

② 法定外福利費（第 1 表）

すべての大項目で費用が減少したが、小項目では、育児関連費用と従業員の健診・検診の費用等である「ヘルスケアサポート」が増加した。育児関連費用は 8 年連続の増加（2002 年度 32 円→2009 年度 177 円）、「ヘルスケアサポート」は 07 年度を除き、直近 10 年間、増加傾向にある（1999 年度 524 円→2009 年度 870 円）。

(2) 現金給与総額（第 1 表、第 2 表）

賞与を含んだ従業員 1 人 1 ヶ月当たりの現金給与総額は、対前年度比△6.9%の 533,379 円となり、3 年連続で低下した。

以上

＜参考＞

【福利厚生費調査について】

1955 年度から毎年実施しており、今回で 54 回目。半世紀にわたる企業の福利厚生費の動向を把握できる、日本において唯一、毎年実施している福利厚生費の調査である。

本調査は、法定福利費、法定外福利費の各項目について企業の年間負担総額を年間延べ従業員数で除した 1 人 1 ヶ月当たりの平均値（加重平均）を算出したものである。さらに、総額人件費管理の観点から現金給与総額、退職金、通勤費用等についても同様の方法で算出した。

【用語の定義】

法定福利費	社会保険料等のうち、企業が負担した費用。従業員の負担分は含まない。
法定外福利費	企業が任意に行う福祉費用に要した費用。従業員の負担分は含まない。
福利厚生費	法定福利費と法定外福利費の合計。
調査対象従業員	全従業員のうち、健康保険に加入している者。長期雇用従業員に加えて、一部のパートタイム従業員等を含む。
カフェテリアプラン	従業員に費用と連動したポイントを付与し（例：1 人当たり 300 ポイント、1 ポイント＝200 円）、その範囲内で福利厚生メニューの中から選択させる制度。
福利厚生代行サービス費	総合的に福利厚生運営を外部委託している場合の委託費用。

第1表 2009年度福利厚生費等の項目別内訳(従業員1人1ヵ月当たり、全産業平均)

項 目		金 額 (円)	対前年度 増減率 (%)
現金給与総額		533,379	△ 6.9
福利厚生費		97,440	△ 5.7
	法定福利費	71,480	△ 5.5
	健康保険・介護保険	24,711	△ 3.9
	厚生年金保険	40,194	△ 3.0
	雇用保険・労災保険	5,896	△ 24.0
	児童手当拠出金	657	△ 5.9
	その他	22	△ 40.5
	法定外福利費	25,960	△ 6.2
	(大項目) (小項目)		
	住宅関連	12,654	△ 4.2
	住宅	12,059	△ 3.5
	持家援助	595	△ 16.4
	医療・健康	2,989	△ 3.5
	医療・保健衛生施設運営	2,119	△ 6.1
	ヘルスケアサポート	870	3.3
	ライフサポート	5,939	△ 8.7
	給食	2,076	△ 12.3
	購買・ショッピング	269	△ 13.8
	被服	396	△ 17.3
	保険	1,025	△ 0.1
	介護	25	△ 16.7
	育児関連	177	17.2
	ファミリーサポート	340	3.0
	財産形成	1,008	△ 14.5
	通勤バス・駐車場	494	2.3
	その他	128	△ 14.1
	慶弔関係	713	△ 9.7
	慶弔金	652	△ 11.3
	法定超付加給付	61	10.9
	文化・体育・レクリエーション	2,021	△ 8.5
	施設・運営	1,070	△ 6.1
	活動への補助	951	△ 11.0
	共済会	245	△ 14.6
	福利厚生代行サービス費	298	△ 12.9
	その他	1,100	△ 11.9
通勤手当、通勤費		9,597	△ 6.2
退職金		67,006	1.8
	退職一時金	30,735	1.6
	退職年金	36,271	1.9

(参考)

カフェテリアプラン消化ポイント総額	4,319円
-------------------	--------

- (注) 1. 四捨五入の関係上、100%あるいは合計数値にならない場合がある。
2. 法定福利費の「雇用保険・労災保険」には、石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金を含む。
3. 法定福利費の「その他」は、船員保険の保険料、労基法上の法定補償費、石炭鉱業年金基金への拠出金である。
4. カフェテリアプランとは、福利厚生運営手法の一つで、従業員に一定の福利厚生利用枠と給付の選択肢を与え、従業員が個々の必要性に応じて給付を選択する仕組み。消化ポイント総額は、利用枠のうち、実際に利用されたポイントを円換算したものであり、制度導入企業のうち、項目ごとの利用実績が分かる85社を対象に法定外福利費の中から特別集計した。
5. 現金給与総額、福利厚生費(法定福利費と法定外福利費)、通勤費用、退職金の合計は、従業員1人当たり月額が707,422円、年額にすると8,489,064円である。

第2表 従業員1人1ヵ月当たりの福利厚生費等の推移

回数	年度	項目 現金給与総額 (円)	福利厚生費(円)			退職金(円)	福利厚生費の 対現金給与 総額比率(%)
			合 計	法定福利費	法定外福利費		
1回	1955	23,967	3,225	1,463	1,762	-	13.5
2回	56	26,926	3,643	1,600	2,043	-	13.5
3回	57	28,674	3,864	1,705	2,159	-	13.5
4回	58	29,444	3,910	1,692	2,218	-	13.3
5回	59	33,178	4,097	1,772	2,325	1,723	12.3
6回	60	35,041	4,228	1,842	2,386	1,642	12.1
7回	61	37,038	4,365	1,908	2,457	1,642	11.8
8回	63	43,531	4,982	2,188	2,794	3,108	11.4
9回	64	45,862	5,580	2,356	3,224	2,534	12.2
10回	65	49,273	6,197	2,897	3,300	2,814	12.6
11回	66	55,431	7,047	3,382	3,665	2,838	12.7
12回	67	63,083	7,925	3,798	4,127	3,397	12.6
13回	68	69,855	8,566	4,207	4,359	3,076	12.3
14回	69	82,406	9,814	4,836	4,978	3,520	11.9
15回	70	96,417	11,159	5,604	5,555	4,104	11.6
16回	71	107,971	12,769	6,473	6,296	4,346	11.8
17回	72	125,042	14,732	7,435	7,297	5,090	11.8
18回	73	152,413	17,896	9,031	8,865	6,395	11.7
19回	74	196,557	23,378	12,687	10,691	9,223	11.9
20回	75	218,877	27,095	14,897	12,198	11,306	12.4
21回	76	241,964	31,494	17,854	13,640	12,182	13.0
22回	77	262,601	34,285	20,397	13,888	15,131	13.1
23回	78	281,331	37,877	22,620	15,257	20,438	13.5
24回	79	297,512	39,180	23,488	15,692	18,837	13.2
25回	80	320,575	43,957	26,375	17,582	18,298	13.7
26回	81	340,045	47,649	29,632	18,017	19,483	14.0
27回	82	357,213	49,675	31,106	18,569	21,115	13.9
28回	83	371,493	51,712	32,296	19,416	25,784	13.9
29回	84	389,641	54,025	33,844	20,181	26,792	13.9
30回	85	398,630	56,797	36,420	20,377	32,296	14.2
31回	86	415,488	58,826	38,536	20,290	32,651	14.2
32回	87	422,568	59,712	38,917	20,795	35,837	14.1
33回	88	437,933	61,778	40,045	21,733	33,174	14.1
34回	89	466,769	67,266	43,739	23,527	37,562	14.4
35回	90	482,592	74,482	48,600	25,882	36,466	15.4
36回	91	492,587	77,091	49,865	27,226	42,786	15.7
37回	92	501,188	79,130	50,782	28,348	36,866	15.8
38回	93	500,983	79,543	50,998	28,545	38,171	15.9
39回	94	513,412	82,169	53,291	28,878	42,908	16.0
40回	95	525,651	88,174	58,679	29,495	45,341	16.8
41回	96	542,368	90,989	61,233	29,756	48,288	16.8
42回	97	541,209	91,828	62,896	28,932	56,745	17.0
43回	98	546,116	91,575	63,162	28,413	63,341	16.8
44回	99	548,191	92,188	63,763	28,425	72,775	16.8
45回	2000	550,802	93,203	65,423	27,780	69,256	16.9
46回	01	562,098	95,883	68,482	27,401	80,495	17.1
47回	02	558,494	96,755	68,552	28,203	87,283	17.3
48回	03	565,935	100,811	72,853	27,958	92,037	17.8
49回	04	578,054	102,372	74,106	28,266	80,499	17.7
50回	05	583,386	103,722	75,436	28,286	81,685	17.8
51回	06	587,658	104,787	76,437	28,350	76,605	17.8
52回	07	586,008	103,934	75,936	27,998	71,551	17.7
53回	08	572,781	103,311	75,621	27,690	65,839	18.0
54回	09	533,379	97,440	71,480	25,960	67,006	18.3

(注) 1. 四捨五入の関係上、100%あるいは合計数値にならない場合がある。

2. 2002年度から法定福利費には、障害者雇用納付金を含まない。2007年度以降の法定福利費には石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金を含む。

3. 1955年度～61年度までの調査期間は10月～9月である。